

アーキビスト認証委員会（第26回）議事の記録

1 開催日時 令和6年9月4日（水） 10時00分～11時35分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

（委員）	井口 和起	（京都府立京都学・歴彩館顧問）
	大賀 妙子	（国立公文書館アドバイザー）
	太田 富康	（元埼玉県立文書館副館長）
	大友 一雄	（国文学研究資料館名誉教授）
	高埜 利彦	（学習院大学名誉教授）
	福井 仁史	（国立公文書館首席研究官）

※井上由里子委員（一橋大学大学院教授）は欠席

（国立公文書館）	鎌田 薫	館長
	中島康比古	統括公文書専門官
	田中 昭男	首席公文書専門官
	小宮山敏和	上席公文書専門官

4 議題

- （1）アーキビスト認証委員会委員長の互選及び委員長代理の指名について
- （2）アーキビスト認証のスケジュールについて
- （3）准認証アーキビストの認定の実施結果と令和7年度の実施に向けた対応について
- （4）認証アーキビストの更新申請について
- （5）その他

5 概要

○中島統括公文書専門官 ただいまから、第26回アーキビスト認証委員会を開会する。
委員長の互選が行われるまで、進行は事務局が務める。本日の委員会は、井上委員からご欠席の連絡があり、6名の委員のご出席にて開催する。アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる定数に達している。

まず、当館館長の鎌田薫よりご挨拶を申し上げます。

○鎌田館長 大変お忙しい中、先生方にはご出席賜り、心よりお礼申し上げます。

本日は、第2期委員の任期満了に伴う改選後、初めての開催となる。委員の皆様には、第1期、第2期に続いて第3期の委員を快諾いただき、誠にありがたく思っているところである。今後ともご高見を賜りたく、お願い申し上げます。

本日の認証委員会では、議事次第にあるとおり、まず委員長の互選、委員長代理の指名をお願いする。次に、令和7年度以降のアーキビスト認証のスケジュールについて確認いただく。続いて、准認証アーキビストの認定の実施結果と令和7年度の実施に向けた対応について検討いただき、ご意見を賜りたい。最後に、認証アーキビストの更新申請に関して、具体的な手続きを示した「更新申請の手引き」について検討いただき、頂戴したご意見を踏まえ、「更新申請の手引き」及び申請スケジュールの決定、公表を行いたいと考えている。

なお、この場を借りて、最近の当館の取組を紹介したい。

8月30日発行の情報誌『アーカイブズ』第93号に、「新館開館に向けた国立公文書館のビジョン」と題して、拙稿を掲載した。2年ほど前から新館開館に向けた国立公文書館の新しいビジョンを館内外にアピールしてきたところであるが、館内の機運を一層盛り上げ、広く社会的な理解を得たいという思いで執筆した。忌憚のないご意見を頂戴したい。

次に展示に関して、7月20日から9月16日まで、令和6年夏の特別展として「お札に描かれた人物—公文書で見る紙幣の歴史—」を開催している。また、10月19日からは、企画展として「龍—日常にとけこむ神秘—」の開催を予定している。お時間のあるときに、ぜひご覧いただきたい。

本日もよろしくお願いしたい。

議題1 アーキビスト認証委員会委員長の互選及び委員長代理の指名について

○中島統括公文書専門官 それでは早速、本日の議題に入りたい。議題1「アーキビスト認証委員会委員長の互選及び委員長代理の指名について」、説明する。

アーキビスト認証委員会の組織及び運営について定めたアーキビスト認証委員会規則第5条に、「委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。」「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」と定めており、委員長については、互選により選任されることとなっている。については、委員長の互選をしたいと思うが、どなたかご意見があればお願いしたい。

なお、本日ご欠席の井上委員からは、委員長の選任について、出席委員による互選結果に同意するとのお話をいただいている。

○大賀委員 第1期、第2期に続いて、これまで本委員会の円滑な運営にご尽力いただいている高埜利彦委員が適任と思う。

○中島統括公文書専門官 高埜委員のお名前が挙がったが、いかがであろうか。

（「異議なし」の声あり）

○中島統括公文書専門官 それでは、アーキビスト認証委員会の委員長を高埜委員へお願いしたい。以後の委員会の運営についても高埜委員長へお願いしたい。

高埜委員長、この後の進行をお願いするとともに、一言ご挨拶を頂戴したい。

○高埜委員長 ただいまご指名をいただいた。今後ともよろしくお願い申し上げます。

アーキビスト認証準備委員会の段階からこれまで、アーキビスト認証制度が次第に定着し、社会に認知、浸透していくさまを感じることがしばしばであった。第3期の委員会では、准認証アーキビストの認定を安定した制度にするとともに、来年度からは認証アーキビストの更新に係る審査も始まり、想定される制度は一とおり揃うことになる。今後もアーキビスト認証に参画する大学は広がっていくだろうと思う。日本のアーカイブズにおいて柱となる大変意義深い本制度が、安定的に運用され、より充実したものになるよう、これからの2年間においても微力ながら尽力したい。委員の皆様、どうぞ協力をお願い申し上げます。

それでは続いて、委員長代理の指名をさせていただく。第1期、第2期に続いてとなるが、大友一雄委員にお願いしたいと考える。委員の皆様からご意見等をいただきたい。

（「異議なし」の声あり）

○高埜委員長 それでは、委員長代理を大友委員へお願いしたい。大友委員、一言ご挨拶のほどをお願いします。

○大友委員 よろしく願い申し上げます。

議題2 アーキビスト認証のスケジュールについて

○高埜委員長 それでは続いて、議題2「アーキビスト認証のスケジュールについて」、事務局より説明をお願いしたい。

○小宮山上席公文書専門官 資料1に基づき説明

資料1「アーキビスト認証のスケジュールについて」をご覧いただきたい。

まず、「1 准認証アーキビストの認定の次回以降の実施時期について」、准認証アーキビ

ストの認定の実施時期について高等教育機関等の意向を伺った結果、実施回数は年1回の実施で良く、申請及び認定の実施時期については年度明けで良いとの意見が多数であった。その理由としては、多くの大学で申請に必要な成績証明書等の発行が3月となり前倒しは困難であるとのことであり、また、修了生が大学から離れると大学側から申請を促すことが次第に難しくなるため、成績証明書等の発行が可能となったすぐ後の段階で申請受付があれば、大学からも働きかけがしやすいといった声も聞かれた。以上を踏まえ、次回以降の准認証アーキビストの申請受付は4月1日から5月中旬とし、審査の委員会は6月、認定は7月1日付としたい。

次に、「2 認証アーキビストの認証及び更新の申請時期について」は、案1と案2をお示した。

案1は、更新の申請を6月受付、認証の申請を9月受付とする場合である。認証は従来と同じスケジュールであるため、申請者にとって分かりやすい点がメリットとして考えられる。他方、更新については、最近5年間で12月31日までの活動が点数として認められるため、年内に活動することが決まっていなくても6月の段階では活動予定に係る書類が揃えられないおそれがあるといったことがデメリットとして想定される。

案2は、認証の申請を6月受付、更新の申請を9月受付とする場合である。こちらのメリットは、案1のデメリットを裏返す形となるが、更新の申請受付は12月により近い日程となるため、申請書類等を揃えやすくなる。加えて、認証は、申請する実績について期間の制限がないため、これまでより申請受付が3か月早まったとしても不利益は生じないだろうという点、また、審査結果通知を従来より早めに行うことにより、就職における公募や職場における次年度の人事考査等、申請者のキャリアアップ等の機会に早期に活かすことができる点もメリットとして考えられる。デメリットとしては、認証が従来のスケジュールと異なるため、申請者にとって分かりづらい可能性がある。ただし、事前の広報に努めることで解消できると考える。また、認証は申請受付から認証日までの期間が従来と比べ長くなるが、審査結果通知を秋頃に行うことでフォローできると考えている。

以上、事務局としては、案2のメリットのほうが申請者にとっては実益が大きいと考えるため、認証アーキビストの申請受付は6月1日から30日、委員の事前審査は7月、審査の委員会は8月から9月の間に2回行い、1月1日付の認証とし、更新に係る申請受付は9月1日から30日、委員の事前審査は10月、審査の委員会は11月に2回、1月1日付の更新というスケジュールにしたいと考える。

続いて、「3 アーキビスト認証のスケジュール（案）」だが、以上の案2を踏まえた令和7年度以降のスケジュールを、別紙「アーキビスト認証のスケジュール（案）」にまとめている。ポイントとしては、まず委員会は年6回の開催を予定している。うち、審査の委員会が5回となり、准認証で1回、認証と更新で各2回としている。年度末の委員会が唯一公開で行う委員会となり、議題としては、年度の振り返り、次年度の方針、大学の新規参画等を想定している。次に、令和8年度以降のスケジュールは、准認証、認証、更新の3つの審査が揃う令和7年度のパターンを基本とし、ルーチン化していく。

また、令和8年度以降の各「手引き」について、日程等、毎年度修正が必要な部分を削除して通年で館ホームページに掲載することとし、申請等を検討する方がいつでも閲覧できるようにする。その際、各「手引き」の軽微な修正等は事務局で適宜修正することとし、委員会では大きな修正等が生じた場合に必要に応じて確認いただく形を想定している。各「手引き」に掲載していた日程等については、令和8年度以降は前年度の1月頃に、准認証、認証、更新をまとめて決定し、館ホームページで公表することを想定し、委員会で毎年度それぞれ確認いただいていた従来の仕方を改め、省力化を図りたいと考えている。

なお、その他として、別紙「アーキビスト認証のスケジュール（案）」では、普及啓発事業等も記載している。

説明については以上となる。

○高埜委員長 それでは事務局からの説明について、ご質問、ご意見等があれば、ご発言をお願いしたい。

○福井委員 准認証アーキビストの認定について、高等教育機関等からは年1回の実施で良いと

- の意見が多数であったとのことだが、その他の意見がどのような内容であったか伺いたい。
- 小宮山上席公文書専門官 大学によっては9月修了の方もありえることから、10月等の年度途中にも申請受付があるとベストであるといったご意見があった。ただし、年度途中に実施したとしても申請数は多くないと思われるため、現実的でベターな案として、認定の実施は年度明けの1回で良いとご理解いただいている。
- 大友委員 関連してお尋ねする。学習院大学の場合、「大学院修士課程の科目」の修得に最短でも2年を要する一方、1年間で修得できる大学もあり、例えば修士課程1年の時点で全ての科目を修得し、翌年の4月に准認証アーキビストの申請をすれば、修士課程修了前に認定される形となるため、就職面にも差が生じると思われる。科目修得に2年を要する大学から、准認証アーキビストの実施を年度明けの1回とすることに関して、特に意見は出なかったのか。大学によって見解が異なるのではないかと思われる。
- 小宮山上席公文書専門官 各大学の意見を伺った限り、申請受付を年度明けの1回とすることへの懸念は特に聞かれなかった。
- 高埜委員長 国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジ（長期コース）の修了認定は、何月に行っているのか。
- 大友委員 国文学研究資料館による修了証明書の発行は2月頃であり、大学の単位認定に間に合うようにしている。
- 高埜委員長 了解した。
- 「2 認証アーキビストの認証及び更新の申請時期について」、案2のメリットとして、認証の審査結果通知をこれまでより早く行うことができるとしているが、いつ、どのような形式の通知を行うのか、詳細を説明いただきたい。
- 小宮山上席公文書専門官 審査結果通知は、個別にメールで、9月末、遅くとも10月上旬には通知できるものと考えている。
- 高埜委員長 申請者が審査に合格したことを認証日より前に就職活動やキャリアアップで活かそうとした場合、何らかの裏付けとなるものが必要になると思う。審査結果通知はメールで行うとのことだが、そのような証拠能力を備えたものであると捉えて良いか。
- 小宮山上席公文書専門官 審査結果通知のメールには、審査の可否を記載した館長名の公文書を添付してお送りしている。申請者が就職活動等に活かす場合、こちらを提示するといった方法が考えられる。
- 高埜委員長 証明する手段が確保されていることについて了解した。
- ほかにご意見等があれば、お願いしたい。
- 太田委員 「2 認証アーキビストの認証及び更新の申請時期について」は、案2が妥当であると思う。
- 事務局から説明があったとおり、認証アーキビストの審査結果通知の方法は、メールによるものであっても、館長名による公文書が添付されるのであるから、証明手段として有効であると考ええる。これまでよりも3か月ほど早く就職活動等に活かせるようになることは、申請者にとって大きなメリットだと言える。
- ただし、とりわけ令和7年度において、申請は9月のままと勘違いした申請者が6月の申請受付に間に合わなくなるような事態は避けなければならない。事前の広報として、ホームページ等においてなるべく目立つ形で、認証スケジュールの変更を早い時期から始めるようにしていただきたい。
- 高埜委員長 そのほかご意見はよろしいか。
- それでは、議題2について、アーキビスト認証のスケジュールは、お示しいただいたもので進めていただきたい。

議題3 准認証アーキビストの認定の実施結果と令和7年度の実施に向けた対応について

- 高埜委員長 続いて、議題3「准認証アーキビストの認定の実施結果と令和7年度の実施に向けた対応について」、事務局より説明をお願いしたい。
- 小宮山上席公文書専門官 資料2に基づき説明

資料2「准認証アーキビストの認定の実施結果と令和7年度の実施に向けた対応について」をご覧ください。

まず、「1 令和6年の実施結果」について、准認証アーキビストの第1回の審査結果通知は令和6年3月27日、認定日及び認定した者の一覧の公表が4月1日、認定者数は128名であった。第2回の審査結果通知は令和6年5月29日、認定日が6月1日、同日が土曜日であったため認定した者の一覧の公表が6月3日、認定者数は48名となっている。

次に、「2 令和7年度の実施に向けた対応」だが、「准認証アーキビスト申請の手引き」をより分かりやすくなるよう見直しを行いたい。主な改訂のポイントは、大学院修士課程の科目について、各科目における修得が必要な単位数と合計単位数を追記したことや、諸外国における大学院修士課程の科目・関係機関の研修の内容について、記載内容を明確化したことである。

続いて、「3 今後の予定」だが、本日の委員会における議論を踏まえ、12月までに「申請の手引き」を決定し、令和7年1月に公表する。以降、議題2で検討いただいたスケジュールに沿い、4月1日から5月18日まで申請受付、5月19日から6月にかけて審査を行い、7月1日付の認定を予定している。

説明については以上となる。

○高埜委員長 それでは事務局からの説明について、ご質問、ご意見等があれば、ご発言をお願いしたい。

○福井委員 准認証アーキビストに認定された者から、認定の実施日程等について、これまでに何か意見は出ていないか。

○小宮山上席公文書専門官 今のところ、特にご意見等は寄せられていない。

○大友委員 今後、「申請の手引き」の内容について、アーキビスト認証に参画している各大学から意見を聴取する予定はあるか。

○小宮山上席公文書専門官 「申請の手引き」を公表した後、各大学・研修機関に対してその旨のご案内をする予定である。また、認証アーキビスト養成に係る教育・研修機関連絡会（仮）の設立に向け、現在準備をしているところであり、これまで以上に綿密かつ頻繁に連絡を取り合う環境が整えば、そのような場を通じてご意見等を伺う機会も増えていくと考える。

○大友委員 連絡会（仮）の開催は、令和7年からか。

○小宮山上席公文書専門官 現在、令和7年3月頃をめどに第1回を開催する方向で準備を進めている。第2回以降についても定例で行う予定であり、情報共有の新しいチャンネルとして機能することを想定している。

○高埜委員長 ほかにいかがか。

それでは、議題3について、「申請の手引き」はお示しの内容で進めていただき、さらに細かい文言や表現については館にお任せする。また、令和7年度の准認証アーキビストの申請のスケジュールについても、お示しいただいたもので進めていただき、あわせて、各大学に「申請の手引き」の改正点等を伝える機会を適宜設けるようにしていただきたい。

議題4 認証アーキビストの更新申請について

○高埜委員長 続いて、議題4「認証アーキビストの更新申請について」、事務局より説明をお願いしたい。

○小宮山上席公文書専門官 資料3に基づき説明

資料3「認証アーキビストの更新申請について」をご覧ください。

「1 「令和7年度認証アーキビスト 更新申請の手引き」について説明する。「更新申請の手引き」は、認証アーキビストの「申請の手引き」と同じ構成とし、基本的にこれまで委員会で議論いただいた内容を手引きの形に落とし込んだものとなるが、追加した部分等もあるため、その点を別紙「令和7年度認証アーキビスト更新申請の手引き（案）」を用いて説明する。

まず、7ページには、「2.2 更新対象者」という項目を設け、今回の更新申請を行うこ

とができる対象者について、令和2年度に認証された者、すなわち認証の有効期間が令和7年12月31日に満了となる者に限り、令和3年度以降に認証された者は含まれない点を明確に示した。また、続く「2.3 更新点数累積期間」では、申請することができる実績について、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの間に行われた認証アーキビストの活動が対象となる点を明確にしている。

次に、8ページの「2.4 申請書類に記載する認証アーキビストの活動について」では、冒頭に「認証アーキビストの活動については、申請書類に記載する実績の合計が20点以上を満たしていれば良く、必ずしも実績のすべてを申請する必要はありません。」と記した。申請者の中には、最近5年間に積まれた実績の合計が例えば40点や60点に達する方もおられるだろうが、その全てを申請書類に記載していただく必要はないことを明示した。あわせて、「また、「(1) 知識・技能等」、「(2) 実務経験」、「(3) 調査研究能力」についても、実績の合計が一部の項目のみで20点以上を満たす形であっても良く、必ずしもすべての項目について申請する必要はありません。」と記し、「(1) 知識・技能等」、「(2) 実務経験」、「(3) 調査研究能力」の3項目のうち、一部の項目で20点以上を満たしていれば良いということと、申請する実績がない項目の様式については提出する必要がないことを分かるようにしている。

続いて、31ページから33ページをご覧いただきたい。こちらでは、様式10「(3) 調査研究能力」に係る実績一覧」の記入例を掲載している。「(3) 調査研究能力」に係る実績については、「論文」のほか、「目録」や「研修等の講師」等、様々な種類のものを申請することができるため、各種別の実績をそれぞれどのように記入すれば良いか、多くの事例を示すことで、申請者にとって申請書類を書きやすく、参考となるよう工夫を加えている。

「更新申請の手引き」の説明は、以上となる。

資料3に戻っていただき、「2 今後の予定」だが、12月までに館で「更新申請の手引き」を決定し、令和7年1月に公表する。また、更新は今回が初めてとなるため、2月以降に説明会等をオンラインで開催する。以降は議題2で検討いただいたスケジュールに沿い、9月1日から30日に申請受付、10月から12月に審査、令和8年1月1日付の更新を予定している。

なお、令和7年度の更新は、令和2年度に認証された190名の認証アーキビストが対象となるので、更新の申請者数はそれなりの数になると想定している。

○高埜委員長 それでは事務局からの説明について、ご質問、ご意見等があれば、ご発言をお願いしたい。

「更新申請の手引き」8ページでは、「認証アーキビストの活動については、申請書類に記載する実績の合計が20点以上を満たしていれば良く、必ずしも実績のすべてを申請する必要はありません。」とある一方で、「ただし、申請書類に記載した実績が更新に係る認証アーキビストの活動として認められるか、またその点数については、認証委員会が個別に判断します。」とあるため、申請者は申請した実績が認められるか不安に感じ、多くの実績を申請してくるのではないかとと思われる。また、1人の認証されたアーキビストとして、申請者が自らの活動を振り返る意味でも、5年間の実績を全て申請書類に書きたいと考える人もいるのではないかと。

そのため、申請者には申請したい実績を全て出してもらい、委員会でそれをどう効率的に審査するかについて考えることが重要だと思う。申請された実績を一つずつ審査するのではなく、20点を大きく超えると認められる申請は実績の全体で判断するなど、審査の方法に工夫が求められるのではないかと。

○井口委員 委員長と逆の意見になるが、周囲の話を聞く限りでは、全ての実績を申請すると書類の作成が大変なため、申請する実績は20点以上を満たす程度に抑える方が多いのではないかとと思われる。現職の認証アーキビストであれば、「(2) 実務経験」で必要な点数の大部分を確保でき、20点以上を満たすには、それに加えて研修等の講師や論文があれば十分であるため、現職者の多くは全ての実績を申請することを手間と感じるように思われる。

むしろ、検討すべきこととして、申請者の自己判断で20点以上を満たすとして申請した実績の一部が、審査の結果、認められないとなった場合、ほかに実績があれば追加で出して

もらうよう申請者に求めるといった作業が審査では必要となってくるのではないかと。

また、令和8年度以降の審査で問題になることとして、有効期間が満了してから、どの程度の年月が経過した者まで更新申請を受け付けるのか、はっきりとさせたほうが良いと考える。何年経過しても申請を認めるのか。

○高埜委員長 井口委員の二つ目の論点に関しては、以前議論をしている。事務局より説明をお願いしたい。

○中島統括公文書専門官 様々な事情で現場を一旦離れるという事例について、典型的なパターンとして委員会で以前ご議論いただいたと承知している。

認証アーキビスト審査規則第10条では、認証更新の要件として、「(1) 認証アーキビストの認証を受けている者又は過去に認証を受けた者であること。」及び「最近5年間（以下「更新点数累積期間」という。）において、別表2に定める点数の合計が20点以上を満たしていること。」と定めている。従って、認証の有効期間が満了し、一定のブランクがあった後に「最近5年間」において20点以上を満たしていれば更新を認める仕組みとなっており、長期間の開きがあったとしても申請は可能であり、要件を満たしていれば更新は認められるということで整理されている。

○太田委員 この点については、事務局の説明どおりと理解している。改めて議論する必要はないと思われる。

井口委員からもう一つご指摘があった、20点に達しない場合、実績の追加提出を申請者に求めることについて確認したい。実績の追加提出を求めることは、申請書類の不備を正すこととは異なり、申請内容そのものを変えてしまうような話となる。そうしたことが制度上可能なのか。

○井口委員 認証アーキビストの審査では、委員会が審査に必要と認めた場合、追加書類の提出を求めている。更新の審査でも同じような仕組みとするならば、20点以上に達しなかった申請者に対して実績の追加提出を求める手続きもあり得るのではないかと。

○太田委員 認証アーキビストの審査で追加提出を求めているのは、申請した実績で内容が確認できないものや証明書類が必要な場合である。今の話だと、申請していない実績を申請受付後に提出するよう求めることになるので、対応について整理が必要と思う。

○高埜委員長 一般的には、あらかじめ申請できる実績をたくさん出してもらい、20点と言わず余裕を持って申請していただくことになるのではないかと。

最初の更新の審査は、個々の実績について認めるか否かの先例となるため、様々な意味できっちりとした審査をする必要がある。それゆえ、「更新申請の手引き」に明記するかは別にしても、申請者には余裕を持って多くの実績を出してもらったほうが良いと思う。

○大賀委員 「更新申請の手引き」8ページの書き振りについて、申請書類に記載する実績の合計が20点以上を満たしていれば良いということが最初に記されているが、ここでもう一つ言わなければいけないことは、「(1) 知識・技能等」、「(2) 実務経験」、「(3) 調査研究能力」の各項目を全て満たす必要はないということであり、こちらをメインで示したほうが良いのではないかと。一部の項目のみで20点以上を満たす形であっても良いということを最初に述べておけば、申請する実績を申請者側で過度に絞り込むようなイメージにはならないと思う。その辺りの書き振りについて、もう一度検討してはどうか。

○小宮山上席公文書専門官 ご指摘の点について、改めて検討する。

○高埜委員長 「更新申請の手引き」の表記については、事務局にお任せするので、より適切な内容となるよう検討いただきたい。

ほかにご意見等があれば、お願いしたい。

○大友委員 更新の審査については、准認証アーキビストや認証アーキビストの審査と手続きの在り方が異なってくると思う。准認証アーキビストや認証アーキビストは希望者に広く申請してもらうものであるのに対し、認証の更新は既に認証されたという意味で館と既につながりを持つ者が申請するものであるため、連絡方法や周知の仕方が当然変わってくる。

資料3の「2 今後の予定」からは、更新対象者にどのように告知をするかなど、具体的なところが見えてこない。また、令和8年度以降に更新申請する人たちに対する連絡の仕方も、きめ細やかな対応が必要ではないかと。連絡が不十分で申請し損ねるケースも場合によっ

ては起こりえる。具体的にどう進める予定か、説明いただきたい。

○小宮山上席公文書専門官 認証アーキビストに対しては、年2回、認証アーキビスト名簿を更新するに当たり、所属や現住所の変更がないか確認するためメール連絡をしている。その際、更新申請に関する情報もあわせて案内できる。また、連絡先を把握しているため、対象者であると個別に知らせることも可能であると考えている。先ほど説明したとおり、「更新申請の手引き」を公表した後、説明会を実施する予定であり、その内容を録画した動画を公開し、後日視聴できるようにもする。

○中島統括公文書専門官 大友委員のご指摘は、認証アーキビストや准認証アーキビストの申請は幅広い方から行っていただくため、館からの情報提供も薄く広く展開するスタイルとなるのに対し、更新の申請はターゲットが明確に絞り込まれており、かつ所属先の確認等でコミュニケーションの道筋が既にできていることから、それらを活用し、特性に合わせ適切なコミュニケーションを図るよう求めるものあり、非常に大事なご意見を頂戴したと受け止めている。

メール連絡をするに当たっても、更新の案内であれば、訴求すべき事柄を明確にした上で、案内だけで1件のメールをお送りするなど、案内の意図が明らかになるよう工夫を施し、申請を忘れていたという認証アーキビストが出ないように、肝に銘じ進めてまいりたい。

○高埜委員長 ほかにご意見等はあるか。

それでは、議題4について、「更新申請の手引き」は、お示しの内容で進めていただき、細かい文言や表現は館にお任せする。令和7年度の更新申請のスケジュールについても、お示しの案で進めていただきたい。

議題5 その他

○高埜委員長 最後になるが、議題5「その他」について、事務局より説明をお願いしたい。

○小宮山上席公文書専門官 事務局より情報提供をさせていただく。

まず、前回の委員会以降の「アーキビスト認証の普及活動」についてである。

6月5日に今年度の認証アーキビスト「申請の手引き」を公表し、6月7日に開催した全国公文書館長会議でご案内した。また、申請に係る説明動画を、当館YouTubeチャンネルで6月28日から公開している。

また、全国公文書館長会議では、当館の泉次長が「アーキビスト認証の取組報告—准認証アーキビストの認定開始—」と題して報告を行った。

続いて、当館発行の情報誌『アーカイブズ』第93号（8月30日発行）において、「准認証アーキビストの認定開始について」と題して、当担当より、これまでの検討経緯と第1回及び第2回認定の実施について報告している。この号では、アーキビスト養成プログラムに係る高等教育機関からの報告として、中央大学の宮間純一先生からご寄稿いただいた。

また、情報誌『アーカイブズ』や当館発行の広報誌『国立公文書館ニュース』において、認証アーキビストの活動などを紹介する記事の連載を行っている。

今後も、当館研修等の場において、広く普及を図っていく方針である。

このほかに、先ほども説明したとおり、認証アーキビスト養成に係る教育・研修機関連絡会（仮）の立ち上げに向けて、各機関と個別に調整を行い、7月29日にはオンラインによる準備会合を実施した。会合の結果として、第1回の連絡会は令和7年3月開催の予定となり、その準備を進めているところである。

最後に、今後の認証アーキビストの審査や委員会の日程について説明する。既に今年度の認証アーキビストの申請の受付を9月1日より開始しており、受付期間は9月30日までである。審査期間は例年どおり10月から12月で行っていただき、審査結果は12月9日までに通知を行う予定としている。また、審査結果の公表は12月下旬、認証日は令和7年1月1日、認証状の発送が1月末頃を予定している。

事務局からは以上である。

○高埜委員長 この点に関して、ご意見があればお願いしたい。

認証アーキビスト養成に係る教育・研修機関連絡会（仮）については、アーキビスト認証

- に参画を希望している大学等へ参加の声掛けを行う予定はあるか。
- 小宮山上席公文書専門官 連絡会（仮）の構成員は、アーキビスト認証に参画している大学及び研修機関を想定しているが、現在検討している申合せ案では、今後、アーキビスト認証へ参画を希望する大学等も、構成員の同意を得てオブザーバーとして参加可能とする方向で調整している。そうしたところにも入っていただいたほうが良いと、構成員の各大学等からご意見をいただいているので、声掛けして参加を希望する大学には、連絡会（仮）設立の段階で加わっていただく流れを検討しているところである。
- 高埜委員長 ほかにご意見はないだろうか。
- それでは、本日の議題は以上となる。最後に、鎌田館長よりご挨拶をお願いしたい。
- 鎌田館長 本日も大変熱心にご議論を賜り誠にありがとうございました。本日ご指摘いただいた点については、当館で引き続き実施に向けた準備を進める際に十分検討させていただく。
- 次回の委員会は、昨年度までと同様、認証アーキビストの申請に係る審査をしていただく予定である。引き続きよろしくお願い申し上げます。
- 高埜委員長 それでは、事務局から連絡事項をお願いします。
- 小宮山上席公文書専門官 本日の委員会の議事の記録については、後日ご確認いただきたい。
- また、次回の委員会は今年度の認証アーキビストの審査となるが、日程については 11 月上旬で調整させていただきたい。ご多忙のところ恐縮であるが、よろしくお願いしたい。
- 高埜委員長 以上をもって、第 26 回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上